

第36号議案

財産の無償貸付について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年3月6日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

1 無償貸付する財産の内容

- (1) 種 類 土地
- (2) 所 在 豊川市御津町金野国坂60番4ほか10筆
- (3) 地 目 原野、田、山林及び雑種地
- (4) 面 積 1,915平方メートル（登記地積）
- (5) 持 分 100分の79（豊川市 100分の21）

2 無償貸付の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。なお、市又は無償貸付の相手方が期間満了の日の3か月前までに契約を更新しない旨の通知をしない場合は、更に1年間契約を更新するものとする。

3 無償貸付の相手方

国

名古屋市瑞穂区神穂町5番3号

分任契約担当官中部地方整備局

名四国道事務所長 鈴木 克章

提案理由

国が施工する国道23号蒲郡バイパスの工事における残土の仮置場として使用するための土地を無償で貸し付けるため提案する。